

# 和歌山大学学術認証フェデレーションシステム利用細則

(趣旨)

## 第1条

本細則は、和歌山大学学術情報センターネットワーク利用規程第8条の規定に基づき、和歌山大学学術情報センター（以下「センター」という。）が管轄する和歌山大学学術認証フェデレーションシステムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

## 第2条

本細則において、次の各号に掲げる用語を用いる。

1. 「和歌山大学学術認証フェデレーションシステムシステム」（以下「本システム」という。） センターが発行する和歌山大学 ID を用いて学認に対応した学術情報を利用するためのシステムの名称をいう。
2. 学術認証フェデレーション（以下「学認」という。） 学術 e-リソースを利用する大学、学術 e-リソースを提供する機関・出版社等から構成された連合体のことで、各機関がフェデレーションで定められた規程（ポリシー）を信頼しあうことで、相互に認証連携を実現している仕組みのことをいう。
3. 属性情報 学認対応サービスに提供される可能性がある利用者情報のことをいう。

(運用体制)

## 第3条

本システムに関わる業務全般はセンターが行うものとする。

(利用者の範囲)

## 第4条

本システムを利用できる者は、以下の各号に掲げるものとする。

1. 和歌山大学に在籍する教員
2. 和歌山大学に在籍する職員
3. 和歌山大学に在籍する学生
4. その他センター長が認めた者

(利用者情報の提供)

## 第5条

本システムは、利用者の同意に基づき、学認対応のサービス提供者に対して、利用者に関する

る属性情報を送信するものとする。

(利用者の義務)

#### 第6条

利用者は本システムの利用に際し、本細則、和歌山大学の規定等ならびに、学認、各 SP の規定等を遵守するとともに、以下に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

1. 利用者は、センターが随時通知する内容に基づいて、本システムを利用する。
2. 利用者は、本システムの認証で利用する ID を適切に管理する。
3. 利用者は、本システムの円滑な運用に支障をきたす恐れのある行為および、その他センターが不適当と判断する行為を行ってはならない。
4. 利用者は、学認対応のサービスを利用する際、本システムがサービス提供側に送信する利用者に関する情報を確認し、利用の可否を適切に判断する。

(利用の開始・終了・停止)

#### 第7条

本システムの利用制限について、以下の各号に掲げるものとする。

1. 本システムは、本細則に対して合意した場合において利用することができる。
2. 利用者は、センターに利用停止申請を行うことで、本システムの利用を終了することができる。
3. 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は、事前の通知なく、ただちに当該利用者の本システムの利用を禁止することができる。
  1. 利用者が本細則に違反して本システムを利用した場合。
  2. 利用者が離籍した場合。
  3. その他センターが本システムの利用を停止すべきと判断した場合。

(システムの一時停止)

#### 第8条

センターは、本システムの提供を一時停止して保守管理を行うことができる。この場合、原則として事前にその旨を利用者に通知することとするが、緊急の場合には、利用者に対して事前通知することなく、本システムを一時的に停止することができる。

(サービスの中止)

#### 第9条

センターは、本システムを一時的または永続的に中止することができる。この場合、原則として事前にその旨を利用者に通知することとするが、緊急の場合には、利用者に対して事前通知することなく、サービスを中止することができる。

(免責事項)

第10条

本システムの一時停止、中止等による利用者の不利益や損害に対して、センターはいかなる責任も負わないものとする。

(細則の改廃および運用の変更に関する告知)

第11条

1. センターは、本細則およびシステムの運用を何らの予告なく変更することができるものとする。
2. 利用者が、本細則または運用の変更の告知がなされた時点以降に本システムを利用したときは、当該変更の内容を承諾したものとみなす。

(雑則) 本細則に定めるもののほか、本システムの利用に関して必要な事項は、センター長が定める。

(細則の改廃) 本細則の改廃は、センター長が定める。

附 則

本細則は平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月24日一部改正)

この改正細則は令和3年11月24日から施行する。